

議案第5号

埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和4年7月29日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

育児休業等に係る人事院規則の一部が改正され、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されたこと等に伴い、本組合においても同様の措置を講じるため、本案を提出するものである。